

## 今後の資源管理の進め方について

平成 31 年 4 月  
水産庁

2020 年 12 月までに施行される改正漁業法の下で新たな資源管理が開始できるよう準備を進める。

## 1 新たな資源管理（別紙 1）

- (1) 資源を、最大持続生産量 (MSY) を達成する水準に維持又は回復させることを管理の目標とする。
- (2) このため、資源評価においては、資源量や漁獲の強さに加えこれらを MSY との関係で分かり易く図示したもの（神戸チャート）等も公表。
- (3) 管理の目標を達成するため、漁獲管理のシナリオ（漁獲シナリオ）を関係者間での幅広い意見交換を通じ、決定。
- (4) 上記シナリオに基づき、毎年の TAC 等を決定。

## 2 優先的に取り上げる資源（別紙 2）

関係者にとっても初めての取組であり、以下の資源につき優先的に検討を開始する。

- ① 資源水準が極めて悪く回復に急を要するスケトウダラ日本海北部系群及びホッケ道北系群（及び関連系群としてスケトウダラ太平洋系群）
- ② これまでの取組の結果、資源が回復し、さらに改正漁業法において MSY を達成する水準を資源管理の目標とすることで、漁業の成長産業化と我が国の利益の最大化を目指すことに優先して取り組むべきと考えられる資源であるマサバ太平洋系群（及び関連系群としてゴマサバ太平洋系群、マサバ対馬暖流系群、ゴマサバ東シナ海系群）

## 3 今後の進め方（別紙 3）

- (1) 都道府県、漁業、加工・流通関係者等との意見交換（ステークホルダー会合）を 6 月以降複数回開催。  
開催にあたっては、あらかじめ、研究機関から以下を提供。
  - ① 管理目標の案
  - ② 目標とする資源水準までの達成期間、毎年の資源量や漁獲量などの推移（漁獲シナリオ案に従い算出）
- (2) ホッケについて、特に沿岸漁業は数量管理導入への反対が根強く、関係者の意見を十分聴きつつ対応を検討する。

- (3) 議論を通じ、休漁などの措置が必要となる場合の国の支援策を検討。
- (4) 関係者の意見も踏まえ具体的な資源管理の内容を定める資源管理基本方針の案を策定し、水産政策審議会への諮問・答申を経て定める。

#### 4 その他（現行 TAC 魚種等について）

- (1) 法律の経過措置で、改正法の施行日から1年以内は、現行の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律による管理を行うことが可能。
- (2) このため、現行 TAC 魚種（上記2の資源を除く）及び指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の下で数量管理を行っている資源については、改正法の施行日から1年以内（2021年）までに、改正法の資源管理における位置付けについて準備を進めていく。

#### 参考：水産政策審議会での議論を想定する事項について

- 1 法律上、水産政策審議会の意見を聴くこととされている事項は以下のとおり。
  - ① 資源管理基本方針の制定・変更（第十一条関係）
  - ② 特定水産資源ごと、管理年度ごとの以下の数量の設定・変更（第十五条関係）
    - ア TAC
    - イ TACのうち都道府県に配分する数量
    - ウ TACのうち大臣管理区分に配分する数量
- 2 上記1の①に関連し、特に以下の事項について水産政策審議会での議論を想定。
  - 管理目標設定の考え方
  - 特定水産生物資源指定の考え方
  - TACの都道府県と大臣管理区分への配分の考え方
  - 漁獲量総量又は漁獲努力量で管理すると定めた管理区分の考え方
  - 漁獲努力量算出の考え方、漁獲可能量から漁獲努力可能量への換算の考え方
- 3 この他、特に以下の事項について水産政策審議会での議論を想定。
  - 割合の設定基準に関する事項（法律第十七条関連）
  - 割合の移転に関する事項（法律第二十一条関連）
  - 年間の割当量の移転に関する事項（第二十二条関連；省令）

## 【資源調査】

(行政機関／研究機関／漁業者)

### ○漁獲・水揚げ情報の収集

- ・ 漁獲情報(漁獲量、努力量等)
- ・ 漁獲物の測定(体長・体重組成等)

### ○調査船による調査

- ・ 海洋観測(水温・塩分・海流等)
- ・ 仔稚魚調査(資源の発生状況等)等

### ○海洋環境と資源変動の関係解明

- ・ 最新の技術を活用した、生産力の基礎となるプランクトンの発生状況把握
- ・ 海洋環境と資源変動の因果関係解明に向けた解析

### ○操業・漁場環境情報の収集強化

- ・ 操業場所・時期
- ・ 魚群反応、水温、塩分等

## 【資源評価】

(研究機関)

行政機関から独立して実施

### ○資源評価結果(毎年)

- ・ 資源量
- ・ 漁獲の強さ
- ・ 神戸チャート(※) など

※ 資源水準と漁獲圧力について、最大持続生産量を達成する水準と比較した形で過去から現在までの推移を表示したもの

### ○資源管理目標等の検討材料(設定・更新時)

1. 資源管理目標の案
2. 目標とする資源水準までの達成期間、毎年の資源量や漁獲量等の推移(複数の漁獲シナリオ案を提示)

## 【資源管理目標】

(行政機関)

関係者に説明

1. ①最大持続生産量を達成する資源水準の値(目標管理基準値)  
②乱かくを未然に防止するための値(限界管理基準値)
2. その他の目標となる値(1.を定めることができないとき)

## 【漁獲管理規則(漁獲シナリオ)】

(行政機関)

関係者の意見を聴く

## 【操業(データ収集)】

(漁業者)

### ○TAC管理の下での操業

- ・ 漁船からのリアルタイム情報収集
- ・ 魚群探知情報を活用した資源量把握

### ○水揚げ

- ・ 市場水揚げ情報の迅速な収集体制の整備



## 【TAC・IQ】

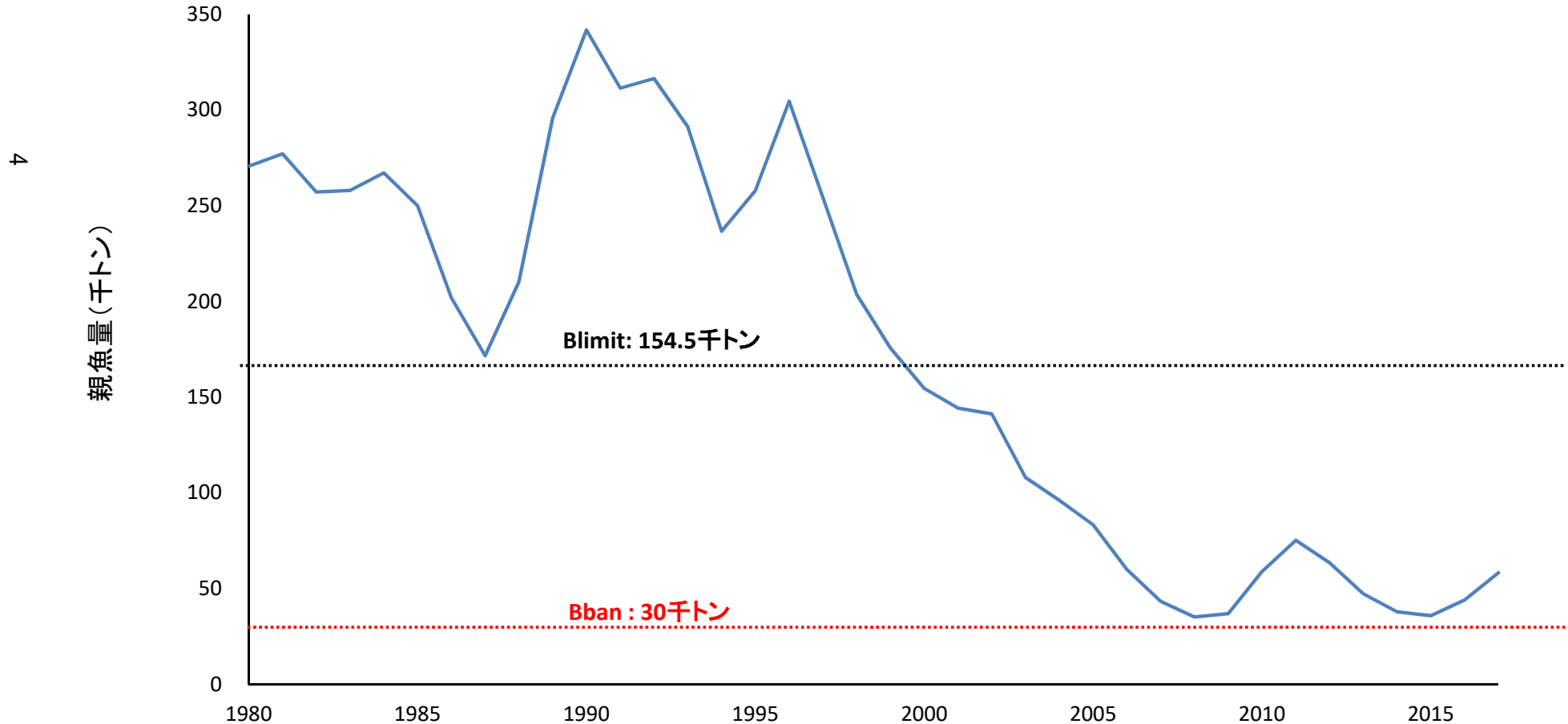
(行政機関)

関係者の意見を聴く

- ・ TACは資源量と漁獲シナリオから研究機関が算定したABCの範囲内で設定
- ・ TACによる管理は、準備が整った区分からIQにより実施

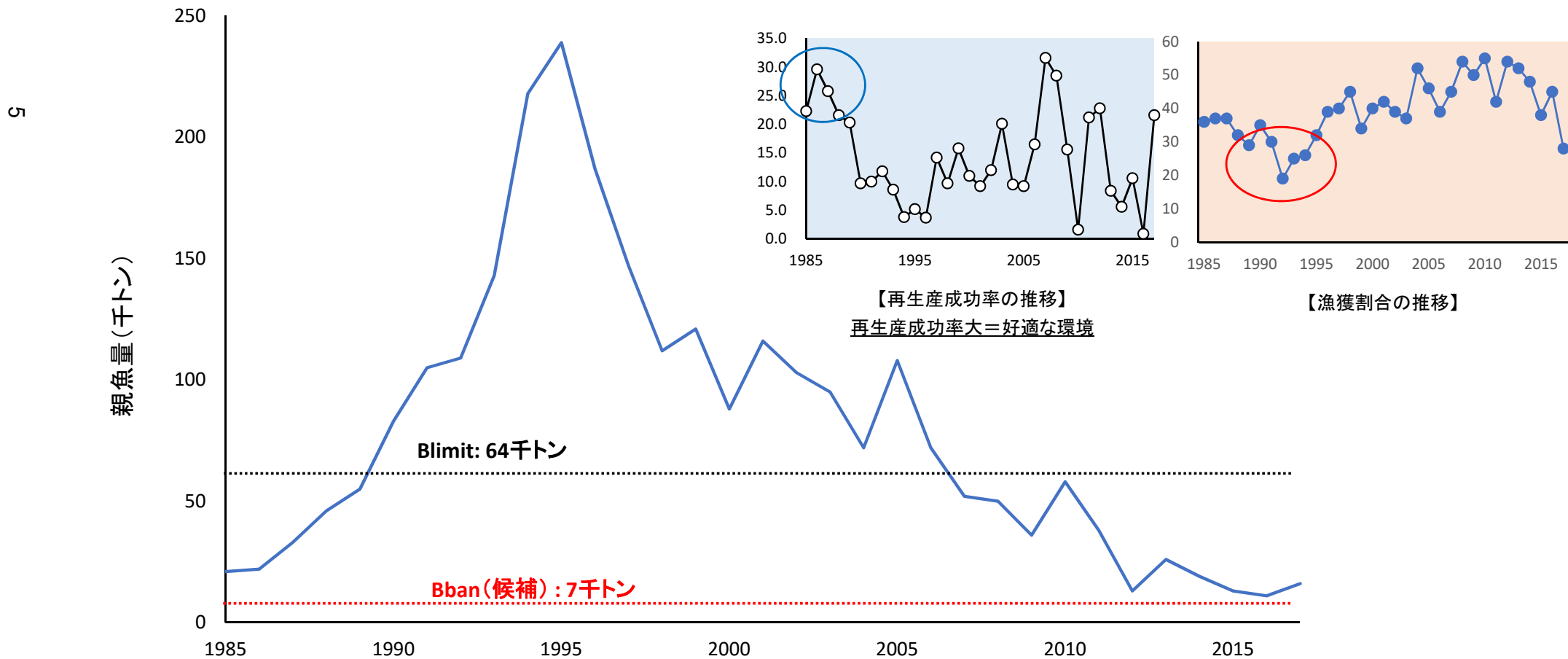
# スケトウダラ日本海北部系群の親魚資源量の推移

- 2017年の親魚量は5.8万トン。
- これは、安定した幼魚の発生が見込まれる最低限の親魚量（Blimit：15.5万トン）のわずか37%と大きく下回っている（むしろ欧米では禁漁を要求される水準（Bban：3万トン）に近い水準）。
- 現状の資源管理を継続しても親魚量がBlimitまで10年以内に回復する確率はわずか38%で、達成しない確率の方が大きい。



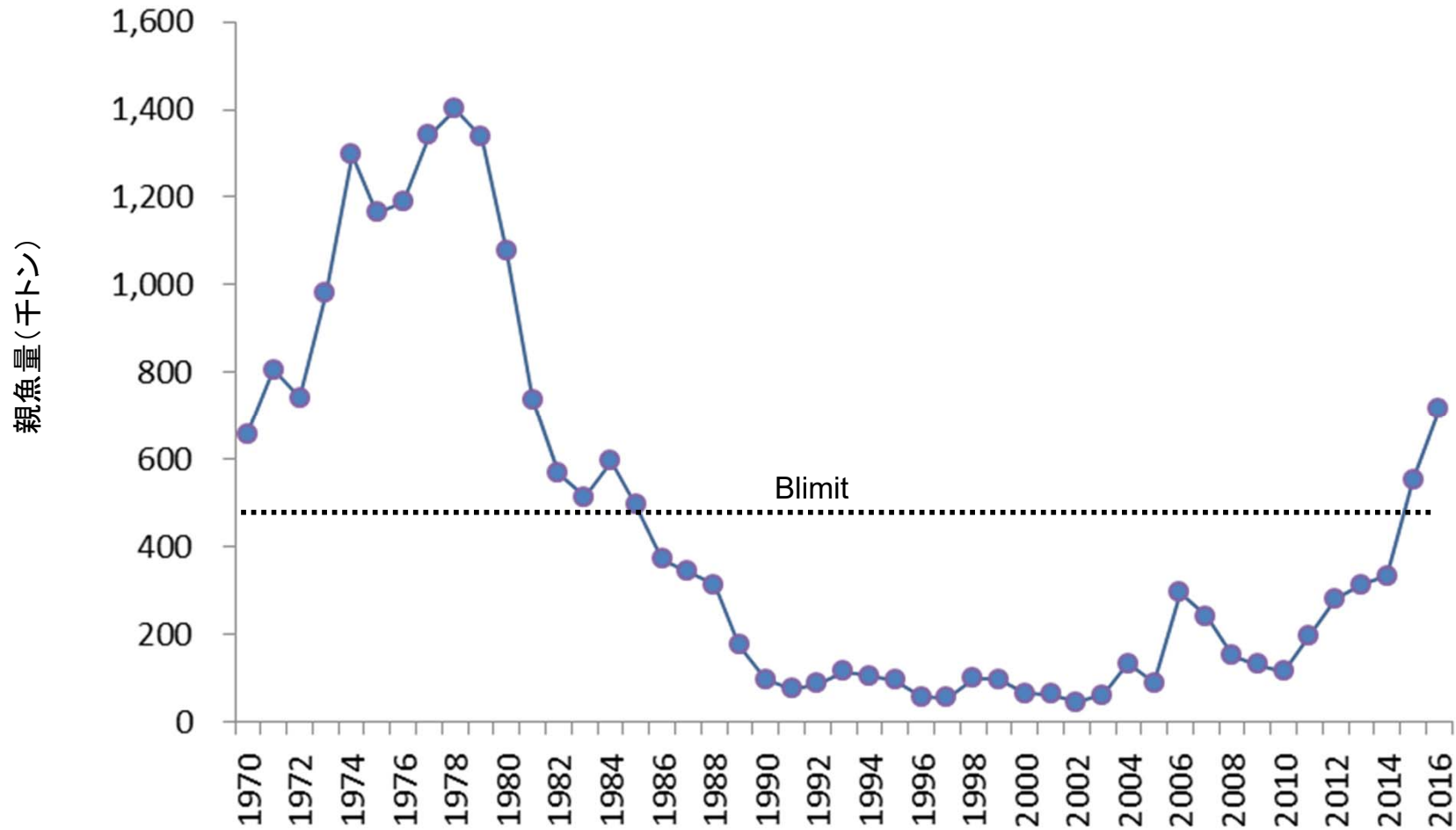
# ホッケ道北系群の親魚資源量の推移

- 2017年の親魚量は1.6万トン。
- これは、安定した幼魚の発生が見込まれる最低限の親魚量（Blimit：6.4万トン）のわずか25%と大きく下回っている（むしろ欧米では禁漁を要求される水準（Bban：平成30年度資源評価においては7千トンが候補として紹介）に近い水準）。
- Blimitまで回復させるためとして資源評価で算定された2017年のABC（最終値）は1.0万トン。これに対し、2017年の漁獲量は約1.7万トン。
- なお、1985年～95年間の親魚量の増加は、①1980年代後半の好適な環境と、②1990年代前半の低い漁獲圧力が主要因と考えられる。



# マサバ太平洋系群の親魚資源量の推移

- 2017年の親魚量は90.6万トンであり、Blimit（親魚量45万トン）を上回る状況。



## 今後のスケジュール

2019年

4月24日

水産政策審議会

- ・優先的に取り上げる資源を提示
  - スケトウダラ（日本海北部系群、太平洋系群）
  - ホッケ（道北系群）
  - マサバ（太平洋系群、対馬暖流系群）
  - ゴマサバ（太平洋系群、東シナ海系群）

5月中旬予定

水産研究・教育機構が  
取りまとめた管理目標  
等の案を水産庁からプ  
レス発表

ステークホルダー会合  
の開催について水産庁  
からプレス発表

水産資源ごとに  
①管理目標の案  
②漁獲シナリオの案  
を採用した場合の  
将来の漁獲量の予  
測

ステークホルダー会合  
に関して  
①日程  
②場所  
③対象水産資源

周知期間  
(1ヶ月)

6月以降  
複数回開催

ステークホルダー会合

管理目標や漁獲シナリオ等について関係者の理解  
が得られた場合

資源管理基本方針の制定（水産政策審議会へ諮問・答申）

## ○関連条文

(資源管理基本方針)

第十一条 農林水産大臣は、資源評価を踏まえて、資源管理に関する基本方針（以下この章及び第二百二十五条第一項第一号において「資源管理基本方針」という。）を定めるものとする。

2 資源管理基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 資源管理に関する基本的な事項

二 資源管理の目標

三 特定水産資源（漁獲可能量による管理を行う水産資源をいう。以下同じ。）及びその管理年度（特定水産資源の保存及び管理を行う年度をいう。以下この章において同じ。）

四 特定水産資源ごとの大臣管理区分（農林水産大臣が設定する管理区分をいう。以下この章において同じ。）

五 特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

六 大臣管理区分ごとの漁獲量（第十七条第一項に規定する漁獲割当管理区分以外の管理区分にあつては、漁獲量又は漁獲努力量。第十四条第二項第四号において同じ。）の管理の手法

七 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

八 その他資源管理に関する重要事項

3 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による資源管理基本方針の変更について準用する。

(平三〇法九五・追加)

(農林水産大臣による漁獲可能量等の設定)

第十五条 農林水産大臣は、資源管理基本方針に即して、特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、次に掲げる数量を定めるものとする。

一 漁獲可能量

二 漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量（以下この章において「都道府県別漁獲可能量」という。）

三 漁獲可能量のうち大臣管理区分に配分する数量（以下この節及び第二百二十五条第一項第四号にお



いて「大臣管理漁獲可能量」という。)

- 2 農林水産大臣は、次に掲げる基準に従い漁獲可能量を定めるものとする。
  - 一 資源水準の値が目標管理基準値を下回っている場合（次号に規定する場合を除く。）は、資源水準の値が目標管理基準値を上回るまで回復させること。
  - 二 資源水準の値が限界管理基準値を下回っている場合は、農林水産大臣が定める第十二条第一項第二号の計画に従って、資源水準の値が目標管理基準値を上回るまで回復させること。
  - 三 資源水準の値が目標管理基準値を上回っている場合は、資源水準の値が目標管理基準値を上回る状態を維持すること。
  - 四 第十二条第二項の目標となる値を定めたときは、同項の規定により推定した資源水準の値が当該目標となる値を上回るまで回復させ、又は当該目標となる値を上回る状態を維持すること。
- 3 農林水産大臣は、第一項各号に掲げる数量を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めようとするときは、関係する都道府県知事の意見を聴くものとし、その数量を定めたときは、遅滞なく、これを当該都道府県知事に通知するものとする。
- 5 農林水産大臣は、第一項各号に掲げる数量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、第一項各号に掲げる数量の変更について準用する。

（平三〇法九五・追加）

（漁獲割当割合の設定）

第十七条 漁獲割当てによる漁獲量の管理を行う管理区分（以下この節並びに第二百二十四条第一項及び第三百三十二条第二項第一号において「漁獲割当管理区分」という。）において当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源を採捕しようとする者は、当該管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に申請して、当該特定水産資源の採捕に使用しようとする船舶等ごとに漁獲割当ての割合（以下この款において「漁獲割当割合」という。）の設定を求めることができる。

- 2 前項の漁獲割当割合の有効期間は、一年を下らない農林水産省令で定める期間とする。
- 3 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合の設定をしようとするときは、あらかじめ、漁獲割当管理区分ごとに、船舶等ごとの漁獲実績その他農林水産省令で定める事項を勘案して設定の基準を定め、これに従って設定を行わなければならない。
- 4 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の再生産の阻害を防止するために漁業時期若しくは漁具の制限その他の漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理を行う必要があると認めるとき、又は漁獲割当割合の設定を受けた者の間の紛争を防止する必要があると

認めるときは、漁獲割当割合の設定を、当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕に係る漁業に係る許可等（第三十六条第一項若しくは第五十七条第一項の許可又は第三十八条（第五十八条において準用する場合を含む。）の認可をいう。）を受け、又は当該採捕に係る個別漁業権（第六十二条第二項第一号ホに規定する個別漁業権をいう。）を有する者（第二十三条第二項第一号において「有資格者」という。）に限ることができる。

（平三〇法九五・追加）

（漁獲割当割合の移転）

第二十一条 漁獲割当割合は、船舶等とともに当該船舶等ごとに設定された漁獲割当割合を譲り渡す場合その他農林水産省令で定める場合に該当する場合であつて農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに限り、移転をすることができる。この場合において、当該移転を受けた者は漁獲割当割合設定者と、当該移転をされた漁獲割当割合は第十七条第一項の規定により設定を受けた漁獲割当割合と、それぞれみなして、この款の規定を適用する。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合の移転を受けようとする者が第十八条第一項各号に掲げる者のいずれかに該当する場合その他農林水産省令で定める場合は、前項の認可をしてはならない。

3 漁獲割当割合設定者が死亡し、解散し、又は分割（漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を承継すべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人又は分割によつて漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を承継した法人は、当該漁獲割当割合設定者の地位（相続又は分割により漁獲割当割合の設定を受けた船舶等の一部を承継した者にあつては、当該一部の船舶等に係る部分に限る。）を承継する。

4 前項の規定により漁獲割当割合設定者の地位を承継した者は、承継の日から二月以内にその旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（平三〇法九五・追加）

（年次漁獲割当量の移転）

第二十二条 年次漁獲割当量は、他の漁獲割当割合設定者に譲り渡す場合その他農林水産省令で定める場合に該当する場合であつて農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに限り、移転をすることができる。この場合において、当該移転を受けた者は年次漁獲割当量設定者と、当該移転をされた年次漁獲割当量は第十九条第一項の規定により設定を受けた年次漁獲割当量と、それぞれみなして、この款及び第百三十二条第二項第一号の規定を適用する。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の認可をしてはならない。

一 年次漁獲割当量の移転を受けようとする者が第十八条第一項各号に掲げる者のいずれかに該当す

る場合

二 移転をしようとする年次漁獲割当量が、当該移転をしようとする年次漁獲割当量設定者が設定を受けた年次漁獲割当量から当該年次漁獲割当量設定者が当該管理年度において採捕した特定水産資源の数量を減じた数量よりも大きいと認められる場合

三 前二号に掲げる場合のほか、農林水産省令で定める場合

3 年次漁獲割当量設定者が死亡し、解散し、又は分割（年次漁獲割当量を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により年次漁獲割当量を承継すべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人又は分割によつて年次漁獲割当量を承継した法人は、当該年次漁獲割当量設定者の地位（相続又は分割により年次漁獲割当量の一部を承継した者にあつては、当該一部の年次漁獲割当量に係る部分に限る。）を承継する。

4 前項の規定により年次漁獲割当量設定者の地位を承継した者は、承継の日から二月以内にその旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（平三〇法九五・追加）